

東広島市久芳地域センター

室名	区分	使用時間が2時間以下の場合における1時間当たりの使用料の額	使用時間が2時間を超える場合における3時間までの部分に係る使用料の額	使用時間が3時間を超える場合におけるその超える1時間までごとの使用料の額
ホール	入場料を徴収しないとき	1,080円	3,260円	610円
	入場料を徴収するとき	1,730円	5,190円	1,220円
研修室1、研修室2又は研修室3	1室につき	400円	1,220円	380円

備考 使用料の額は、準備及び後片付けに要する時間を使用時間を含めて算出するものとする。

次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額を使用料の額に加算する。

- (1) 市内に住所又は主たる事務所を有している個人又は法人その他の団体以外のも
のが使用する場合 使用料の額の3割に相当する額
- (2) 冷房を使用する場合 使用料の額の3割に相当する額
- (3) 暖房を使用する場合 使用料の額の2割に相当する額

前項第1号から第3号までの規定により使用料に加算する額を算出する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。